

近厚発 第 号
令和 2 年 月 日

丁

開設者 株式会社
代表取締役 様

近畿厚生局長

近畿厚生局及び滋賀県による社会保険医療担当者の 新規個別指導の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条(船員保険法第59条において準用する場合を含む。)、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、下記のとおり近畿厚生局及び滋賀県による新規個別指導を実施いたしますので通知します。

※ 次の理由により、指導への対応が困難な場合については、当局滋賀事務所あてご相談ください。

- ・ 貴保険薬局の保険薬剤師等が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村において医療支援等に従事している
- ・ 貴保険薬局の保険薬剤師等が新型コロナウイルス感染症の患者に対する診療等に従事している

記

1 目的

保険薬局における保険調剤等について定められている「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等をさらに理解していただき、保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 日時

令和2年 月 日 (木) 時 分から 時 分まで

※ 上記の指導時間には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため実施する、換気に要する時間が含まれています。ただし、持参書類の確認、指導結果のとりまとめ及び説明に要する時間は含みません。

3 場所

近畿厚生局滋賀事務所 会議室
大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階（別添地図参照）

4 出席者

開設者、管理薬剤師、保険薬剤師、請求事務担当者等（なお、出席者数は、必要最小限の人数（管理薬剤師を含めて1から2名程度）としてください。ただし、管理薬剤師は必ず出席してください。）

5 当日準備していただく書類等

別紙のとおり

6 その他

（1）指導に当たっては、別紙以外の資料をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

（2）別紙のうち、指導当日に準備していただく調剤録等に係る対象患者の一覧表について、令和2年 月 日（木）にFAXにて連絡いたします。

つきましては、別添2の「FAX連絡票」にFAX送信口に連絡の取れる電話・FAX番号及び指導当日の出席者をご記入のうえ、令和2年 月 日（月）正午までに下記あてFAXにてお知らせください。

（3）別紙（11）の別添1「保険薬局の現況」（様式1～6及び任意様式）については、上記（2）の別添2「FAX連絡票」と併せて下記あてFAXにてお知らせください。

（4）指導当日は、準備等のため指導開始時刻の10分前までにご来場ください。

（5）新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に関するお願い

① 同封の「指導の実施に当たっての新型コロナウィルス感染拡大防止の取組みとご協力のお願いについて」をご覧いただき、ご理解とご協力をお願いします。

② 発熱等の諸症状がある場合や、新型コロナウィルス感染症の患者と濃厚接触した場合など、出席者に新型コロナウィルスへの感染の強いおそれが生じている場合は、当局滋賀事務所までご相談ください。

③ 新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響によって、指導の実施を延期せざるを得ない場合等、緊急にご連絡をする必要が生じる場合があります。その際の緊急連絡先として、標榜時間外でも連絡の取れる電話番号を、上記（2）の内容と併せて別添2の「FAX連絡票」に記載していただき、FAXにてお知らせください。

【照会等連絡先・FAX送信先】

近畿厚生局滋賀事務所 指導課 担当：

〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階

電話 077-526-8114 FAX 077-526-8116